

## 所得の種類

所得の種類		所得金額の計算方法
利子所得	公社債・預貯金等の利子等	収入金額
配当所得	株式や出資の配当等	収入金額-株式等の元本取得のために要した負債の利子
不動産所得	地代、家賃、権利金等	収入金額-必要経費
事業所得	農業・漁業・製造業・医師等の事業から生じる所得	収入金額-必要経費
給与所得	給与、賃金、賞与等	収入金額-給与所得控除額 特定支出がある場合、特定支出の合計額のうち給与所得控除額の1/2(収入金額が1,500万円を超える場合は、125万円)を超える部分の金額をさらに引く
退職所得	退職金、一時恩給等	(収入金額-退職所得控除額)×1/2
山林所得	山林を売った場合に生じる所得	収入金額-必要経費-特別控除額(最高50万円)
譲渡所得	土地等の財産を売った場合に生じる所得	収入金額-資産の取得価格等の必要経費-特別控除額
一時所得	懸賞や福引きの賞金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金等	{収入金額-必要経費-特別控除額(最高50万円)}×1/2
雑所得	公的年金、生命保険契約に基づく個人年金等、他の所得にあてはまらない所得	次の①と②の合計額 ① 公的年金等の収入金額-公的年金等控除額 ② ①を除く雑所得の収入金額-必要経費、